

展示会の共同出展要項

燕三条地域産業の情報発信とともに、燕三条地域企業の新技術・新製品の発表、販路拡大、技術交流などの支援を目的とした「技術系展示会への共同出展事業」の参加者を募集するために本要項を規定します。

1. 共同出展企業の要件

(1)共同出展を希望する企業は次の①～③のうち、2 つ以上の要件を満たしていること。

①中小企業基本法第 2 条において定められた中小企業であること。

※中小企業（製造業その他）とは、資本金(または出資金)が 3 億円以下または常時使用する従業員の数が 300 人以下の事業者とされています。

②燕三条地場産業振興センター 産業振興部の登録企業であること。ただし、三条市内または燕市内に事業所があること。

③三条商工会議所、燕商工会議所いずれかの会員であること。

(2)共同出展する企業は(1)に規定される企業のうち、次の(a)、(b)、(c)の順で優先します。

(a) 上記(1)の①と②の要件を満たしている企業。

(b) 三条市内または燕市内に本社がある企業。

(c) 過去 3 年以内の共同出展回数が少ない企業。

※同条件の申込み企業が複数の場合は抽選となります。

2. 共同出展企業の募集

(1)『リサーチコア通信(産業振興部登録企業への FAX ニュース)』などを用いて展示会会期の 3 ヶ月以上前から公募を開始します。

(2)共同出展の申込方法

①電話、ファックスまたは電子メールで申込の希望について事務局へ連絡頂けましたら、申込書をお送りします。

②必要事項を記入した申込書をファックスまたは電子メールにより送信するか事務局へ持参願います。

(3)年度内に共同出展できる回数は、原則として 1 社あたり 1 回までです。

3. 事務局の役割

(1)展示会場での共同出展小間の借上げ。

(2)共同出展小間の小間装飾の手配。

(3)展示会前後に開催する出展方法や共同出展ブース内での小間割りなどに関するミーティングの開催。

(4)展示品が展示会場と燕三条地場産センター間を往復する運送の手配。

(5)展示会会期中における共同出展ブースの運営。

(6)その他、展示会の共同出展に必要な用務。

4. 共同出展企業の務め

(1)展示会会期前後に開催される出展方法や共同出展小間内における出展位置の決定などのミーティングへの出席。

(2)展示会の会期中は、原則として 1 名以上の説明者が駐在すること。ただし、感染症拡大の状況によって、出展企業が会場へ行くことが困難な場合は、別途協議させていただきます。

(3)共同出展する展示会における出展規約を遵守すること。

(4)展示会への共同出展後、出展の成果などを調査するアンケートの提出。

(5)展示会の会期中に来場者から自社で対応できない案件が持ち込まれた場合でも、共同出展企業や燕三

条地域内企業で対応できる可能性があります。燕三条地場産センターの担当者までお知らせ願います。

5. 共同出展の参加費

(1)共同出展企業の参加費

出展に関わる経費として費用を負担頂きます。

(2)1.の該当企業であっても三条市、燕市以外の地域に所在する企業が共同出展する場合の参加費は、(1)参加費の20%増とさせていただきます。

(3)参加費の請求

展示会の会期前に事務局から請求します。

(4)展示会への共同出展申込後に共同出展を辞退する場合の参加費の取扱

10月の出展者説明会後に共同出展を辞退する場合、参加費の半額を負担頂きます。11月以降に共同出展を辞退する場合、参加費の全額を負担頂きます。

6. 共同出展時の参加費に含まれる経費

(1)展示会への出展料。

(2)電気幹線工事費(100V)および電気料。

※動力200Vなどの配線が必要な場合は、共同出展企業の負担となることがありますので事務局へ相談して下さい。

(3)小間装飾費と備品(照明器具、展示台、企業名パネルなど)

※小間装飾は、原則として事務局が指定した仕様とします。それ以外の物品の使用や通常の小間装飾に含まれないエア配管などの工事を希望する場合は、共同出展企業の負担となることがありますので事務局へ相談して下さい。

7. 共同出展企業が上記の参加費以外に必要な経費

(1)展示会において必要となる事業紹介パネル、展示品など。

(2)展示会出展に関わる説明員の交通費、宿泊費など。

(3)事務局が用意した小間装飾に含まれない工事や装飾など。

(4)展示品が事業所と展示会場間を往復する運賃。

※フォークリフトやテールゲートリフター付トラックなどの特殊な輸送が必要となる長尺物や重量物などについては、共同出展者の自己負担となります。特殊な輸送が必要となる場合は、事前に事務局までお知らせください。

(5)その他、自社が共同出展するにあたって必要となる経費。

8. その他

(1)記載がない事柄については協議の上、決定します。

(2)感染症拡大の状況によって、主催者判断で本展示会の開催が延期・中止になる可能性があります。また、出展企業の安全面等を考慮し、当センターの判断で共同出展を中止する可能性があります。

(3)三条市内または燕市内に事業所が有る製造業で、産業振興部データベースに未登録の方はご相談ください。